

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、つぎのように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間

目標1:平成35年10月までに、この看護休暇制度を拡充する。(この対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用。)

〈対策〉

- ・平成31年9月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・平成35年10月～制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

社会福祉法人 祐寿会